

# 自律的な化学物質管理の進め方について

## ～事業者に課せられる5つの義務を理解しよう！～ 基礎編

さて、ご承知のとおり、法の改正があり、特定の化学物質に対して法令により管理する方法から、危険性・有害性が確認されたすべての物質に対して、国が定める管理基準をリスクアセスメント等に基づいた自律的な管理により達成することが求められています。

今回、三会主催の本セミナーでは、理解が難しいと捉えられがちな新たな管理を、事業者に課せられる5つの義務に関するチェックポイントを提示し、わかりやすく解説いたします。奮ってのご参加をお待ちしております。なお、来たる12月22日(金)には基礎編の続編を開催します。

### 日時

2023年 **11月16日** (木)  
13時00分～17時00分

### 参加費

**無 料**

### 受講方法

**会場受講** 定員200名

名古屋国際会議場  
レセプションホール  
名古屋市熱田区熱田西町1番1号

**WEB受講**

Zoomウェビナー使用

### お申込み

お申込みはWEBでお願いします。  
下記QRコード、またはHPより  
お申込みください。

会場受講用



WEB受講用



### セミナー詳細

講話(13時10分～13時30分)

愛知労働局 労働基準部  
健康課長 山本 祥喜 氏

講義(13時30分～17時00分)

講師

土屋 眞知子 氏  
(土屋 眞知子コンサルタント  
オフィス 代表)

内容

- ①ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務
- ②SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務
- ③ばく露濃度をばく露濃度基準以下とする義務
- ④ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる義務
- ⑤保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務